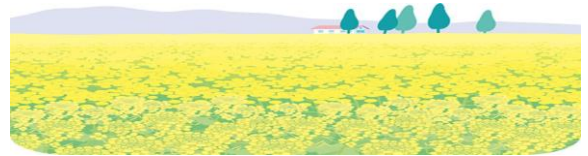




介護保険制度について



2000年4月に発足した介護保険制度は、5年ごとの制度改定、3年ごとの介護報酬の見直しをする事が法律で定められています。2005年の改定では、「介護予防」の仕組みが加わり、各地域に包括支援センターが設置されました。2010年には、医療と介護の連携強化がうたわれています。

介護報酬は、2003年(平成15年)・2006年(平成18年)・2009年(平成21年)と改定され、訪問介護が短時間化してきました。今回2012年(平成24年)4月は、介護報酬の改定年にあたります。

2012年(平成24年)4月の改定で、たすけあいあさひに関係する項目で主な点は次のとおりです。

①「サービスの提供実態を踏まえ、限られた人材を効果的に活用し、多くの利用者にサービスを提供する」との国の方針で、訪問介護(特に生活援助)の時間区分が見直され、さらに短時間化が進みます。生活援助のみの場合は、20分～45分未満か45分以上の2種類となりました。報酬単価からみて、45分未満と60分程度のサービスになる見込みです。順次、ご説明に伺わせていただきます。

②家族介護者への支援を促進する観点から、デイサービスのサービス提供時間を長時間となります。

たすけあいあさひのデイサービスも4月から下記のように変更になる予定です。

	現在		4月～
デイみなまき	10:00～14:30	⇒	10:00～15:05(35分延長)
デイあさひ	10:15～14:45	⇒	10:10～15:15(35分延長)

ということで、皆様にお願い!

3月～4月にかけて、ケアマネジャー・ヘルパーのサービス提供責任者が入れ替わりお宅を訪問して、書類を提示し、介護保険の変更部分を説明し、印鑑をいただく、という作業が続きます。デイみなまき・デイあさひのご利用者様には、デイ利用時や送迎時、書類の提示・説明・印鑑を頂くことが必要になります。どうぞ、介護保険利用には3年毎に巡ってくる作業とご理解下さい。不明な点はどうぞお尋ね下さい。(理事長)

国の制度である以上は仕方がない事ですが、介護保険制度は非常に分かりにくいといわざるを得ない状況です。

なお、障害者自立支援に基づくヘルパーをご利用の方々は、県の説明会が3月下旬の予定のため、ご説明はその後になります。

2015年(平成27年)4月には、5年ごとの制度改定と3年ごとの介護報酬の見直しが重なります。

「たすけあいあさひ」では、利用者にとって必要なサービスを長く続けていけるように、皆様と相談しながらすすめていきたいと思っています。今後ともよろしくお願ひします。



Dayみなまき

Day みなまきの庭に咲く花は、四季を感じることができます。また、一年を通して四季折々の行事も皆様と共に、楽しんでおります。



友人の家に遊びに行くような雰囲気大切に、明るい笑顔と明るい笑い声が絶えることのないよう、スタッフ一同努めております。

Dayあさひ

土曜のサービス提供開始に伴い、新車をもう1台導入しました。

白地にピンクのロゴとかわいいお花が目印です。皆様を安全にデイサービスへ送迎致します。

